

再エネ設備の新規導入につながる 電力調達構築事業

よくある質問Q&A

Ver.1.0

令和3年10月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

内容

1. 助成金制度について.....	1
Q.101 交付申請書の提出から交付決定までの期間はどのくらいですか。.....	1
Q.102 再エネ設備の設置地域は、関東圏外（東京電力圏外）でも問題ありませんか。.....	1
Q.103 都内需要先施設が2か所以上の計画でも申請できますか。.....	1
Q.104 今年度に不交付決定となった場合、来年度に申請することはできますか。.....	1
2. 助成対象について.....	1
Q.201 都外に再エネ設備を設置し、都内の特定の施設に電気を供給し、当該施設で消費する事業は助成対象となりますか。.....	1
Q.202 都内需要先施設の受電設備に係る工事費は助成対象経費となりますか。.....	1
Q.203 電力会社へ支払う工事負担金について、必要経費のため助成対象経費に含めてもよろしいでしょうか。.....	1
Q.204 交付要綱第3条第2項第1号に係る“給電用コンセント”の費用は助成対象経費となりますか。.....	1
3. 申請方法について.....	2
Q.301 申請書を電子メールで提出できますか。.....	2
Q.302 交付申請時に提出する見積書（添付資料5）は何社分必要でしょうか。.....	2
4. その他.....	2
Q.401 本事業における“再エネ設置地域”とはどのような範囲をさしますか。...2	2
Q.402 助成金交付予定先は助成対象事業者（共同申請者も含む）以外でもよろしいですか。.....	2
Q.403 自治体との協定を締結する際に、だれが締結すればいいですか。.....	2
Q.404 交付要綱第3条第2項第2号オに係る「関係構築」というのは、どういったものが対象になるのでしょうか。.....	2
Q.405 交付要綱第3条第2項第1号に係る自治体等との協定書等は、交付申請時点で内容が確定し、契約締結していなければなりませんか（交付申請：添付資料23）。.....	2

1. 助成金制度について

Q.101 交付申請書の提出から交付決定までの期間はどのくらいですか。

A.101 1.5～2 カ月ほどが目安となります。また、書類に不備があり修正、再提出いただくこととなりますと、その期間は審査が止まってしまいます。審査停止期間が長くなるほど交付決定に時間がかかります。※審査の進捗に関しては手引きに記載のとおりお答えできません。

Q.102 再エネ設備の設置地域は、関東圏外（東京電力圏外）でも問題ありませんか。

A.102 都外であれば他に制限はございません。実現可能で要件を満たすものであればご申請いただけます。

Q.103 都内需要先施設が2か所以上の計画でも申請できますか。

A.103 可能です（手引き P.19～23）。

Q.104 今年度に不交付決定となった場合、来年度に申請することはできますか。

A.104 事業内容を見直し、助成事業の要件を満たせば申請することができます。申請方法等は年度ごとに手引き・様式等をご確認ください。

2. 助成対象について

Q.201 都外に再エネ設備を設置し、都内の特定の施設に電気を供給し、当該施設で消費する事業は助成対象となりますか。

A.201 助成対象となります。都外から都内に電気を供給するだけの事業は助成対象外です。都内の当該施設で消費することが要件となりますのでご注意ください。

Q.202 都内需要先施設の受電設備に係る工事費は助成対象経費となりますか。

A.202 助成対象外となります。都外の再エネ設備連系用遮断器までを助成対象範囲とします（手引き P.25）。

Q.203 電力会社へ支払う工事負担金について、必要経費のため助成対象経費に含めてもよろしいでしょうか。

A.203 手引き P.25 の図の通りですが、連系用遮断器を基準とし、系統電力側は助成対象外範囲となります。

Q.204 交付要綱第3条第2項第1号に係る“給電用コンセント”の費用は助成対象経費となりますか。

A.204 助成対象となります。ただし、事業実施において過剰とみなされる設備は助成対象外とします（予備、将来用、助成対象事業外で用いるものは対象外）。

3. 申請方法について

Q.301 申請書を電子メールで提出できますか。

A.301 申請いただけます。助成金申請の手引き P.37「4.2 提出方法」に従って提出してください。

Q.302 交付申請時に提出する見積書（添付資料5）は何社分必要でしょうか。

A.302 2社以上からの競争により選定した見積書をご提出ください（手引き P.17「2.7 契約等」）。

4. その他

Q.401 本事業における“再エネ設置地域”とはどのような範囲をさしますか。

A.401 市町村の範囲をさします（例：〇〇県“〇〇市”〇〇町 ※このような場合は〇〇市をさします）。

Q.402 助成金交付予定先は助成対象事業者（共同申請者も含む）以外でもよろしいですか。

A.402 助成金の交付対象は助成対象事業者（共同申請者も含む）とします。ただし、需要家以外の事業者が助成金の交付を受ける場合は、本助成金相当分を電力需要家へ還元してください（手引き P.5※3）。

Q.403 自治体との協定を締結する際に、だれが締結すればいいですか。

A.403 発電事業者と自治体が協定を締結してください。

Q.404 交付要綱第3条第2項第2号オに係る「関係構築」というのは、こういったものが対象になるのでしょうか。

A.404 交付要綱第3条第2項第2号オを選択される場合は、事前に公社までご相談ください。少なくとも助成対象設備に係るもの、かつ継続性があるものであることが必要となります。

Q.405 交付要綱第3条第2項第1号に係る自治体等との協定書等は、交付申請時点で内容が確定し、契約締結していなければなりませんか（交付申請：添付資料23）。

A.405 交付申請時は協議書等“案”（交付申請：添付資料23）でも申請いただけます。ただし、実績報告時にご提出いただく確定資料（実績報告：添付資料15）と内容に大きな相違が無いように、十分に事前調整及び検討を進めてください。